

平成 28 年 3 月 30 日

香港向けクロスボーダー貸付（海外現地法人向けの直接貸付）の取扱いについて

名古屋銀行（頭取 中村 昌弘）は、このたび、国内営業店からお取引先の香港現地法人に対し、下記の通り、クロスボーダー貸付を実行いたしましたのでお知らせします。

当行では、お取引先の海外進出が活発化するなか、現地法人の資金調達方法の多様化ニーズに応えるべく、引き続き金融サポート体制を整備して参ります。

記

<本件の概要>

貸付先	香港現地法人
日本親会社	当行豊川支店取引先
事業内容	光学精密機械部品等の製造
資金使途	運転資金
取扱店	豊川支店

<参考>

クロスボーダー貸付とは、海外現地法人に対し、名古屋銀行の国内営業店から直接ご融資する方法です。従来、海外現地法人は、国内親会社からの資金貸付（親子ローン）や親会社保証による現地金融機関からの資金調達が主流でした。クロスボーダー貸付は、親会社にとって事務等の負担を軽減し、現地法人にとっては資金調達の選択肢を増やすなどのメリットがあります。

以 上